

「契約概要」のご説明(家庭総合保険・地震保険)

- この書面はセコム安心マイホーム保険(家庭総合保険・地震保険)の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、保険契約のお申込みを行う際に申し出る事項にご回答の上、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載してはおりません。詳細につきましては、ご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者になる方にもこの書面の内容をお伝えください。

家庭総合保険の概要

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)この保険は、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の対象に発生した損害を補償する保険です。
- (2)この保険は下記に記載の場合にご契約いただける保険です。

ご契約いただける場合(引受範囲)

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が専用住宅【※】である場合

【※】住居のみに使用される建物をいいます。

- (3)この保険は、保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準(以下「保険金の支払基準」といいます。を「新価」でご契約いただきます。なお、建物については、特約をセットすることにより、「時価」でご契約いただくこともできます。保険金の支払基準については、1.(9)引受条件(保険金額等)をご参照ください。
- (4)地震保険をセットでご契約いただく場合は、地震等により保険の対象(居住用建物またはその収容家財)が損害を受けた場合にも保険金をお支払いします。
- (5)補償内容(基本補償)

①主な支払事由(損害保険金のお支払い対象となる事故)

セコム安心マイホーム保険は、ご契約者が必要とされる補償内容に応じて、次の3つのプランからお選びいただけます。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払う場合」の項目や「ご契約のしおり」等でご確認ください。
○:補償します ×:補償しません

補償危険(主なもの)	基本補償プラン	ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
ア. 火災・落雷・破裂・爆発	○	○	○	○
イ. 風災・雹災・雪災	○	○	○	○
ウ. 盗難・通貨等の盗難(保険の対象に家財または共用財産を含む場合)	○	○	○	○
エ. 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	○	×
オ. 給排水設備の事故等による水濡れ ※給排水設備自体に生じた損害については、お支払いの対象にはなりません。	○	○	○	×
カ. 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	○	×
キ. 水災(台風、暴風雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等による損害)	○	×	×	×

②主な費用保険金

損害保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いいたします。主なものは次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払う場合」の項目や「ご契約のしおり」等に記載されておりますので、ご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
残存物取片づけ費用保険金	清掃費用などの実費(損害保険金×10%限度)をお支払いします。
火災・盗難危険軽減費用保険金(セキュリティ・グレードアップ費用)	火災、破裂・爆発、盗難により、保険の対象に損害保険金が支払われる場合(建物時価比例特約がセットされたご契約においては、保険の対象に3万円以上の損害を被った場合)、お客様が危険軽減のために新たに支出された費用を1事故・1敷地内につき最高20万円までお支払いします。

特別費用保険金	事故により全損(全焼・全壊)となり契約が終了した場合は、支払われる損害保険金の10%(1事故・1敷地内につき200万円限度)をお支払いします。
水道管凍結修理費用保険金	建物が保険の対象である場合に、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したときに、その実費(1事故・1敷地内につき10万円限度)をお支払いします。
損害防止費用	火災・落雷・爆発などの罹災時に損害の発生および拡大の防止のために支出した必要・有益な費用のうち所定のものについて実費をお支払いします。
損害賠償請求権の保全・行使に要する費用	当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合には、その実費をお支払いします。

③主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

主な場合のみを記載しております。なお、詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目や「ご契約のしおり」等に記載されておりますのでご参照ください。

○地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震などによる火災(延焼・拡大も含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震などで延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。

○地震保険について(詳しくは「地震保険の概要」をお読みください。)

主な支払事由:地震・噴火またはこれらによる津波を原因として建物・家財等が損傷・埋没・焼失したことによる損害に対して保険金をお支払いいたします。保険金額は火災保険の30%~50%の範囲で設定してください。ただし建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限額となります。保険料は保険金額の他に、所在地、建物の構造などによって決定されます。また建物の耐震性能等による割引制度もございます。

○前記の他に、例えば次のような場合にも保険金をお支払いできません。
・設計書・図案、帳簿等につき当社が定める機器等の画面に明記しなかったものに生じた損害

- ・火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
- ・免責金額を設定したご契約において、損害額が保険証券記載の免責金額以下であった場合(この場合であっても、損害防止費用については、お支払いします。)
- ・水災について損害割合が30%未満であり、かつ建物に床上浸水も発生しなかった場合

(6)セットできる主な特約(オプション補償)とその概要

主な特約およびその概要のみ記載しています。詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。

特約の名称	特約の内容															
臨時費用保険金補償特約	仮住まいの費用などの臨時の出費のために、損害保険金の一定割合を上乗せしてお支払いする特約です。対象のご契約により、次のいずれかの支払割合・限度額となります。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象のご契約</th> <th>支払割合</th> <th>限度額(1事故1敷地内につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア イ、ウ以外の契約</td> <td>10%</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>イ 「建物時価比例払特約」セット契約</td> <td>30%</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>ウ イ以外の「共用部分のみ補償特約」セット契約</td> <td>30%</td> <td>建物の共用部分: 3,000万円 共用部分収容財産: 300万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象のご契約	支払割合	限度額(1事故1敷地内につき)	ア イ、ウ以外の契約	10%	100万円		30%	300万円	イ 「建物時価比例払特約」セット契約	30%	100万円	ウ イ以外の「共用部分のみ補償特約」セット契約	30%	建物の共用部分: 3,000万円 共用部分収容財産: 300万円
	対象のご契約	支払割合	限度額(1事故1敷地内につき)													
	ア イ、ウ以外の契約	10%	100万円													
	30%	300万円														
イ 「建物時価比例払特約」セット契約	30%	100万円														
ウ イ以外の「共用部分のみ補償特約」セット契約	30%	建物の共用部分: 3,000万円 共用部分収容財産: 300万円														
失火見舞費用保険金補償特約	延焼などにより近隣住居にも被害が及んだ場合に被災世帯数×20万円(保険金額の20%限度)をお支払いする特約です。															
地震火災費用保険金補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合に保険金額の5%(1事故・1敷地内につき300万円限度)をお支払いする特約です。															
携行品損害補償特約	火災、破損、盗難等の偶然な事故により携行品【※】に損害が生じた場合に、保険金額の範囲内で、損害の額(携行品の種類により、1事故につき、次の額が限度)から3万円を差し引いた金額をお支払いする特約です。 ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通貨等…5万円 (保険期間を通して保険金額が限度) なお、「保険の対象」、「被保険者」および「保険金支払対象事故」の範囲については、いずれも基本補償(家財)とは異なります。 【※】携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅の外において被保険者が所有、携行する身の回り品をいいます。ただし、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、サーフィン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。															

借家人賠償責任補償特約	賃貸住宅にお住まいの方などが、万一、火災や破裂・爆発事故などを起こし借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、または家主との契約に基づき自己の費用で修理した場合に、保険金をお支払いする特約です。
個人賠償責任補償特約	日本国内で、ご本人またはご家族などが日常生活において他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いする特約です。

(7) 免責金額(自己負担額)

① 基本補償

基本補償に免責金額(自己負担額)を設定いただくことにより、保険料を抑えたご契約の設計が可能です。免責金額は「なし[*1]」、「10万円」または「20万円」の3パターンからお選びいただけます。いずれの場合にも、保険金のお支払いの際には、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となるため、損害額が免責金額以下であった場合には、損害保険金が支払われませんので、ご注意ください。なお、この場合であっても、損害防止費用についてはお支払いの対象となります。

【※】風災・震災・雪災による損害については、10万円の免責金額を設定することができます。

② オプション補償

「破損・汚損損害等補償特約」「携行品損害補償特約」については、基本補償の免責金額に関係なく、いずれも3万円の免責金額が適用されます。各特約の損害の額が3万円以下の場合には、保険金が支払われませんので、ご注意ください。

(8) 保険期間

保険期間は、1年から36年までで設定できます【※】。また、1年未満での短期のご契約も可能ですが、保険期間が1年以上となる場合には整数年単位のみでの設定となります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客様のご契約の保険期間については、当社が定める機器等の画面をご確認ください。

【※】保険の対象が家財の場合、または建物時価比例払特約をセットしたご契約の場合、保険期間は5年以内となります。

(9) 引受条件(保険金額等)

保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客様の保険金額については、当社が定める機器等の画面をご確認ください。

① 保険金額の設定[*1]

保険金の支払基準	保険金額の設定
新価 【※2】	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合には、貴金属等および明記物件を除き、新価を基準に保険金をお支払いします。保険の対象(貴金属等および明記物件を除きます。)の保険金額は再調達価額いっぱいにお決めください。 貴金属等および明記物件については、時価を基準に保険金をお支払いします。貴金属等および明記物件の保険金額は時価額いっぱいにお決めください。 再調達価額または時価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは再調達価額または時価額が限度となります。再調達価額または時価額を超えた部分は保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
時価	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合には、時価を基準に保険金をお支払いします。保険の対象の保険金額は時価額いっぱいにお決めください。 保険金額が時価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがございます。 時価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは時価額が限度となります。時価額を超えた部分は保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

【※1】建物の保険金額の設定にあたっては、土地代の費用は除いてお決めください。

【※2】保険期間が6年以上のご契約の場合、「保険金額調整等に関する追加特約」が自動的にセットされ、建築費または物価変動等により保険金額を20%以上増額または減額する必要が生じたときは、当社から保険金額の見直しをお知らせし、保険金額の増減に応じた保険料を請求または返還させていただきます。(ご請求させていただいた保険料の払込みがない場合、保険金が減額されることがあります。)

② 家財の保険金額

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。建物とは別に家財の保険金額をお決めいただき、ご契約ください。

2. 保険料

(1) 保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地、種類・用法などにより決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客様のご契約の保険料は当社が定める機器等の画面に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

(2) この保険契約における最低保険料は、2,000円です。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。払込手段につきましては、直接現金集金方式、口座振替方式などがありますので、お客様の要望に合った払込方法・払込手段をお選びください。

なお、上記以外にお勤め先等と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、お勤め先等を通じて集金する団体扱のご契約も可能です。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

地震保険の概要

1. 商品の仕組み

(1) 地震保険は家庭総合保険にセットしてご契約いただく必要があります(地震保険を単独で契約することはできません。)

*居住用建物および家財を対象とする家庭総合保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。地震保険の契約を希望されない場合には、当社が定める機器等において地震保険をセットしない旨のご確認をお願いいたします。

(2) セットで契約する家庭総合保険が保険期間の途中で終了したときは地震保険も同時に終了します。

(3) セットで契約する家庭総合保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

2. 補償内容

(1) 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額全額(時価額限度)
半損のとき	地震保険金額の50%(時価額の50%限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(時価額の5%限度)

上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては「ご契約のしおり」にてご確認ください。

(2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2013年5月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損、一部損の算出保険金} \times \frac{6兆2,000億円}{\text{算出保険金総額}}$$

3. 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

(1) 家財のうち次のものは保険の対象に含まれません。(家庭総合保険の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。)

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの など

(2) 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

(3) 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金をお支払いできません。

4. 保険期間

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせ、セットで契約する家庭総合保険の保険期間と合わせてご契約いただけます。

<保険期間が自動的に継続される場合のご注意>

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申出がないかぎり自動的に継続します。
- ・継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日など所定の期日までに払込みください。所定の期日までに保険料の払込みがない場合には、継続する契約の保険始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。

5. 引受条件(保険金額等)

(1) 地震保険の保険の対象は「居住の用に供されている建物」および「家財」となります。

(2) 建物、家財ごとに、セットで契約する家庭総合保険の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。【※1】【※2】

【※1】既に他の地震保険契約があって追加契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

【※2】マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

(3)保険料は保険金額の他に建物の所在地・構造などにより決定されます。

6. 割引制度

地震保険には以下の割引が適用できる場合があります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。【※1】【※2】

割引制度	適用できる主な場合
建築年割引	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物および収容家財の場合
耐震等級割引	建築時等に登録住宅性能評価機関【※3】の評価を受けた住宅等で、耐震等級が1～3に該当する建物および収容家財の場合
免震建築物割引	平成19年4月以降、建築時等に登録住宅性能評価機関【※3】の評価を受けた住宅等で、「免震建築物」に該当する建物および収容家財の場合
耐震診断割引	地方公共団体による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物および収容家財の場合

【※1】建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引はそれぞれ重複して適用できません。

【※2】割引の適用にあたっては、当社所定の確認資料をご提出いただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

【※3】「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき登録された住宅性能評価機関をいいます。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言にかかわる地域内に所在する保険の対象について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・事故のご連絡は

○当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

お客様相談室:0120-333-962(フリーダイヤル)

受付時間:平日の午前9:00～12:00、午後1:00～6:00

(土日・祝日、12/31～1/3はお休みとさせていただきます。)

○事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店・当社にご連絡いただくか、下記にご連絡ください。

事故受付センター:0120-210-545(フリーダイヤル)

受付時間:夜間・休日を問わず、365日・24時間体制で受付しております。

○指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター:0570-022808(ナビダイヤル)

受付時間:午前9:15～午後5:00[月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)]

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

重要事項説明書 **SECOMセコム損害保険株式会社**

「注意喚起情報」のご説明(家庭総合保険・地震保険)

●この書面はセコム安心マイホーム保険(家庭総合保険・地震保険)のお申込をいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

●この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者になる方にもこの書面の内容をお伝えください。

1. クーリングオフ説明書(契約申込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合で保険期間が1年を超えるご契約のとき、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(1)お客様がご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

(2)クーリングオフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社の本社あてに必ず郵便にてご通知ください。ご契約を申し込まれた取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(3)クーリングオフされた場合には、既にお払いいただいた保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店または当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただしご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことができます。

＜クーリングオフできない場合＞

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

・保険期間が1年以下のご契約(自動継続特約をセットした契約を含みます。)

・営業または事業のためのご契約

・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約

・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約

(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

〈連絡先〉

〒102-8645

東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損害保険株式会社

クーリングオフ係

〈ご通知いただく内容〉

クーリングオフしたい旨、契約者住所、契約者氏名(印)、電話番号、契約申込日、保険種類「家庭総合保険」、領収証番号(または証券番号)、取扱代理店名、当社取扱店名

2. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

ご契約者または被保険者になる方は、危険に関する重要な事項のうち、保険契約のお申込みを行う際に申し出ることにより当社が告知を求める◆印の項目についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

◆印の項目について、ご契約者または被保険者になる方の故意、重大な過失により、事実をお申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

◆印の項目

①保険の対象の所在地

②建物【※1】の種類・用法・面積

③機械警備の実施状況

④耐火性能状況(耐火性能割引を適用する場合)

⑤オール電化住宅への合致状況(オール電化住宅割引を適用する場合)

⑥戸数(個人賠償責任保険包括契約に関する特約をセットする場合)

⑦エレベーター・エスカレーターの台数(施設賠償責任特約をセットする場合)

⑧この保険契約の保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された、この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約または共済契約の有無

【※】保険の対象が家財の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。

《ご注意》

・団体扱契約でご契約いただけるのは、ご契約者、記名被保険者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。ご契約の際には、当社が定める機器等の画面の所定の欄に該当することをご確認ください。(下記に該当しなくなる場合には取扱代理店または当社までご連絡ください。)

ご契約者	・団体の構成員【※】
記名被保険者	・ご契約者またはその配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

【※】団体の構成員とは、「団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方」等を含みますが、団体によっては系列会社の従業員や団体の退職者を含められる場合があります。団体の範囲については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

(1)ご契約者または被保険者は当社が定める機器等の画面に記載された上記2.告知義務の項目(◆印の項目⑧を除きます。)などに変更が発生した場合には、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(2) 次の事項が発生した場合において、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失により、遅滞なくご連絡いただけなかったときには、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①建物の構造または用途を変更した場合
- ②家財などを引越などにより他の場所に移転した場合
- ③上記2.告知義務の◆印の項目①から⑦に変更があった場合

(3) 上記(2)にかかわらず、次の事項の発生により保険の対象の危険増加が生じ、保険の対象がこの保険の引受範囲ではなくなった場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ①保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ②建物の用途を変更し、「契約概要」のご説明(家庭総合保険・地震保険)「家庭総合保険の概要」1.(2)のご契約いただける場合に該当しなくなった場合

(4) その他、次の事項が発生した場合には、ご連絡ください。

- ①譲渡・売却などにより建物の所有者の名義を変更する場合
- ②ご契約者の住所または連絡先を変更する場合
- ③ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
- ④ご契約時に実際の価額より保険の対象の保険金額を高く設定していたことに気がついた場合

4. 重大事由による解除

保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合や、詐欺を行った場合などについては保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

5. 無効、取消し、失効について

	内容	既に払い込んでいただいた保険料
無効	ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合	返還しません。
取消し	ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合	返還しません。
失効	①保険の対象の全部が失われた場合【※1】 ②保険の対象を譲渡した場合 【※1】「その他ご注意くださいこと(家庭総合保険・地震保険)」4.(1)に該当する場合を除きます。	日割【※2】をもって計算した保険料を返還します。 【※2】長期一括払の契約は所定の未経過料率

6. 責任開始期

- (1) 保険責任は保険期間の初日の午後4時(当社が定める機器等の画面またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に開始します。
- (2) 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

7. 主な免責事由(保険金をお支払いしない場合)

主な場合のみを記載しております。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ①ご契約者・被保険者等の故意、重大な過失によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震などによる火災(延焼・拡大も含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震などで延焼・拡大した損害など

8. 免責金額(自己負担額)

ご契約において免責金額(自己負担額)を設定いただくことにより、保険料を抑えることが可能です。一方で、万一の損害発生時に、損害額から免責金額を差し引いた額に対して保険金が支払われることとなり、免責金額以下の損害に対しては保険金が支払われませんので、免責金額を設定いただく場合には充分ご注意ください。詳細は「契約概要」のご説明(家庭総合保険・地震保険)「家庭総合保険の概要」の1.(7)をご参照ください。

9. 地震保険においてご注意くださいこと

- (1) 居住用建物および家財を対象とする家庭総合保険では、希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。地震保険の契約を希望されない場合には、当社が定める機器等において地震保険をセットしない旨のご確認をお願いいたします。
- (2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2013年5月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損、一部損の算出保険金} \times \frac{6兆2,000億円}{\text{算出保険金総額}}$$

また、建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

10. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までにお支払いください。払込期日【※】までに分割保険料の入金がない場合は、その払込期日後に起きた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

【※】口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

(2) 分割払または団体扱でご契約の場合、保険金を支払うことによりご契約が終了するときには、未払込分の保険料をお払い込みいただけます。

11. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。解約の条件によっては、当社が定めるところ【※】により保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ継続されることをご検討ください。なお、既にお支払いいただいた保険料と所定の方法により計算した返還保険料の差が所定の最低保険料に満たない場合には、既にお支払いいただいた保険料から所定の最低保険料を差し引いた残額を返還します。

【※】長期保険保険料一括払特約がセットされたご契約の場合には、保険期間と経過期間により、下記の「長期保険未経過料率」を適用します。ただし、解約日より下記の長期保険未経過料率と異なる場合があります。

下記に記載のない長期保険未経過料率については、当社ホームページ(<http://www.secom-sonpo.co.jp/pdfbox/choukihokenmikeika.pdf>)をご覧ください。取扱代理店または当社にお問い合わせください。

<長期保険未経過料率(例)>

経過期間	保険期間					
	3年間	5年間	10年間	15年間	20年間	30年間
1年経過	64%	78%	89%	93%	95%	97%
2年経過	32%	59%	80%	87%	91%	94%
3年経過	0%	40%	70%	81%	86%	91%
4年経過		20%	61%	75%	82%	89%
5年経過		0%	51%	68%	77%	86%
10年経過			0%	36%	54%	72%
15年経過				0%	28%	56%
20年経過					0%	39%

12. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。取扱代理店または当社への連絡が遅れた場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがあります。
- ②この保険契約と補償内容の重複する他の保険契約または共済契約がある場合には、事故の通知を行う際にお申し出ください。
- ③個人賠償責任、借家人賠償責任【※】などの賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず当社とご相談の上、交渉をすすめてください。事前に当社にご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
【※】これら賠償責任保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社とご相談いただきながら被保険者様ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

(2) 保険金のご請求者(被保険者)は、下記の書類のうち当社が請求した書類をご提出していただく必要があります。

- ①当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます。)
- ②損害状況報告書
事故日時、発生場所、事故状況および事故原因等を記載した書類をいいます。
- ③損害(損失)や費用の見積書関係書類の例
ア. 損害の額、損害の程度および損害の範囲等を確認することのできる書類、修理等に要する費用の見積書ならびに損害の程度等を確認することのできる写真
「修理見積書、請求明細書、領収書」「図面」「損害内容申告書」「事故原因、損害状況の見解書」「事故原因、損害状況の写真」「費用の支出を示す書類」など
イ. 家賃の損失を確認する書類の例
「居住者名簿」「住民票」「賃貸借契約書」
ウ. 損害賠償の額を証明する書類の例
「損害状況の写真」「修理見積書、請求明細書、領収書」「診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書、検査資料」「死亡診断書、死体検案書、戸籍謄本(死亡事故の場合、相手方の相続人を確認するための資料)」「休業損害証明、源泉徴収票、所得証明書」「災害補償規定、保証金受領書」「交通費、諸費用の明細書」 など

- ④被保険者の印鑑証明書
- ⑤公の機関が発行する罹災証明書またはこれに代わるべき書類の例
- ア. 盗難損害の場合
「所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類」 など
「預貯金証書の盗難の場合は、該当口座の明細書(金融機関より)」 など
- イ. 火災・爆発の損害の場合
「消防署の罹災証明書」 など
- ⑥その他の書類
- ア. 建物の対象であることを示す書類の例
「建物の対象であることを示す書類」「固定資産税台帳写し(機械台帳)」
「所有権区分に関する確認書その他これに代わるべき書類」 など
- イ. 質権が設定されている場合に必要書類の例
「質権者の保険金請求書および債務残高証明書」「質権直接支払指図書」 など
- ウ. 被保険者の保険金請求意思を確認する書類の例
「委任状」「住民票」「印鑑証明書」 など
- エ. 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類の例
「調査の同意書(賠償事故の場合、相手方のものを含む)」 など
- オ. その他の書類
「示談書その他これに代わるべき書類」「権利移転書」「先取特権にかかわる書類(被害者の賠償金へのお支払を証明する書類、被害者の承諾を証明する書類)」「他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの」 など
- (注)事故の内容、ケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(3) 保険金のお支払時期

当社は(2)に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払までの期間を延長することがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者および損害賠償請求権者に保険金または損害賠償金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者および損害賠償請求権者に代わって保険金または損害賠償金を請求することができます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金請求については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは普通保険約款・特約をご覧ください。

13. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。なお、地震保険契約は全てのご契約が補償対象となります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情・事故のご連絡は

「契約概要」をご参照ください。

重要事項説明書 SECOMセコム損害保険株式会社

その他ご注意いただきたいこと(家庭総合保険地震保険)

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお支払いいただきますと、団体扱特約など特定の特約をセットした場合を除き、当社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。ただし、お振込にて保険料をお支払いいただいた場合は、お客様から特別なお申し出のない限り、保険料領収証の発行は省略いたします。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は当社にご照会ください。
- (2) 共同保険契約の場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- (3) 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険契約等で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約にのみセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

★特にご注意いただきたい特約(主な例)

- 類焼損害補償特約
- 個人賠償責任補償特約

【個人情報の取扱いについて】

本契約をお申込みの際は、下記記載事項にご同意のうえお申込みください。

- お客様の情報の利用目的について
お客様からお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます。)および保険商品のご案内に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供などに利用することがあります。
 - お客様の情報の第三者への提供または共同利用について
お客様からお預かりした情報は、下記の①～⑥の場合に提供または共同利用することがあります。
 - ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ②利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
 - ③商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先と共同利用する場合
 - ④保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等の間で共同利用する場合(保険契約に関する事項について一般社団法人 日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合を含みます。)
 - ⑤保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
 - ⑥再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
- ※当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.secom-sonpo.co.jp>)をご覧ください。か、当社社員にお問い合わせください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券は大切に保管ください。また、保険証券添付の地震保険料控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。
- (2) ご契約者の住所などを変更される場合には取扱代理店または当社までご通知いただきますようお願い申し上げます。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3. 先取特権等について

被保険者から損害賠償金を受け取るべき方は、他の債権者に優先して、保険金の支払を受ける権利があります。また、原則としてこの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

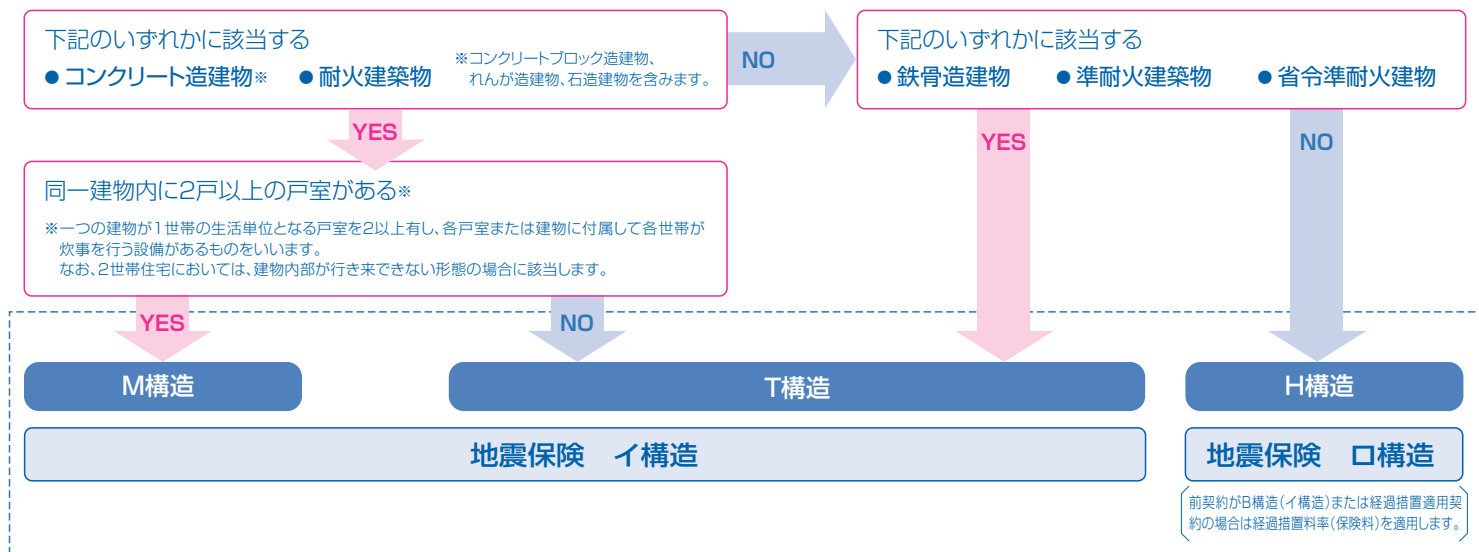
4. 保険金支払後の保険契約

- (1) 損害保険金^{【※1】}のお支払額が1回の事故で保険金額^{【※2】}の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
 - 【※1】通貨等の盗難の場合などを除きます。
 - 【※2】保険金の支払基準を「新価」とした契約で、保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額、保険金の支払基準を「時価」とした契約で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。
- (2) 地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

家庭総合保険ご契約内容確認のための参考資料

I. 構造級別の判定について

下記フローチャートによりご確認ください。(注)簡易判定チャートのため、このチャートに当てはまらない建物もあります。



(注)保険始期日が2009年12月31日以前である家庭総合保険にセットされた地震保険の構造級別は、自動継続・中途付帯ともにその家庭総合保険の構造級別により判定したものをその家庭総合保険の満期まで適用します。

II. 評価基準(新価・時価)および保険金額の設定について

保険金額の設定に際しては、保険の対象となる建物や家財の評価額をご参考に評価額どりの保険金額を設定することをおすすめいたします。

評価額を算出する基準を「評価基準」といい、この評価基準には「新価」と「時価」の2つがあります。家庭総合保険のご契約にあたっては、「新価」によりご契約いただけます。なお、建物については、特約を付帯することにより、「時価」でご契約いただけます。(今回ご加入の家庭総合保険が「新価」、「時価」どちらの評価基準によるものなのかにつきましては「ご契約いただく家庭総合保険の評価基準・評価額について」等をご確認ください。)

1. 再調達価額(新価)と時価額について

◆再調達価額(新価)とは

同等の建物・家財等を新たに建築または購入するのに必要な金額

◆時価額とは

再調達価額(新価)から経年による劣化や使用による消耗分を差し引いた額

2. 再調達価額(新価)および時価額の代表的な算出方法

◆建物

「再調達価額(新価)の算出方法」

- ・年次別指数法(建築価額および建築年を基準に算出します。)
- ・新築費単価法(1平方メートル(m²)あたりの新築費単価を基準に算出します。)

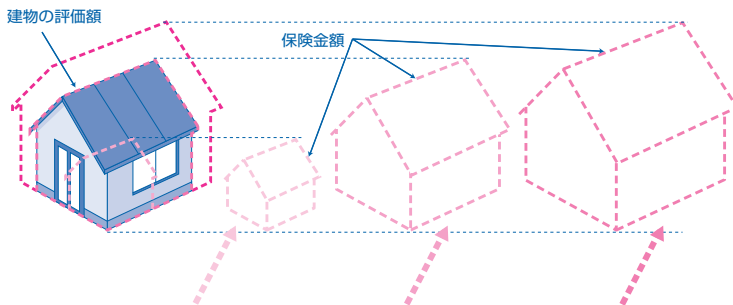
「時価額の算出方法」

- ・再調達価額(新価) - 経年減価額 = 時価額

◆家財

- ・世帯主の年齢、家族構成を基に標準的な評価額を算出し、これに実態に応じた修正を行って算出します。(新価)
- ・品目ごとの保有額の積算(新価)

3. 保険金額と評価額(一部保険、超過保険の説明)



	一部保険	全部保険	超過保険
用語説明	保険の対象の価額よりも設定している保険金額が少ない状態をいいます。 (保険金額 < 保険の対象の価額)	保険金額と保険の対象の価額が等しい状態をいいます。 (保険金額 = 保険の対象の価額)	保険金額が保険の対象の価額を超えている状態をいいます。 (保険金額 > 保険の対象の価額)
保険金の支払方法	評価額に対する保険金額の割合によって保険金が削減して支払われる場合があります。 (建物時価比例払特約を付帯した場合)	損害の額がそのまま保険金として支払われます。	損害の額をそのまま保険金としてお支払いしますが、評価額を超えて保険金をお支払いすることはできません。

○保険金額が評価額より少なすぎたり多すぎたりした場合は、十分に保険金が支払われなかったり(一部保険)、保険料のムダ払いとなったりします(超過保険)ので、評価額どりに設定すること(全部保険)をおすすめします。

III. 割引適用の確認について

割引名称	対象商品	確認資料の要否	備考
HS(ホームセキュリティ)	家庭総合保険	—	警備業法第2条第3項に定める警備業者による機械警備業務(火災危険または盗難危険に対する監視があるものに限る)が有効に機能している場合の建物・家財
免震建築物	地震保険	要	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書や長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(平成23年7月1日以降に保険期間が開始する地震保険契約に限る)等により、免震建築物であることが確認できた建物・家財
耐震等級	地震保険	要	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書や長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(平成23年7月1日以降に保険期間が開始する地震保険契約に限る)等により、耐震等級(1~3)が確認できた建物・家財
耐震診断	地震保険	要	所定の確認資料により、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たすことを確認できた建物・家財
建築年	地震保険	要	所定の確認資料により、昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できた建物・家財
耐火性能	家庭総合保険	要	当社が定める規定に合致した外壁の耐火性能に優れた一定の建物・家財
オール電化住宅	家庭総合保険	—	住宅内の空調、給湯、調理などの全ての建物定着設備(ストーブ・ファンヒーター等の空調・暖房設備については建物に定着していないものを含む)を電気でもかまなう場合の建物・家財

Ⅳ. 「ご契約いただく家庭総合保険の評価基準・評価額について」の参考資料(建物評価について)

1. 再調達価額(新価)の算定

建物の再調達価額(新価)を算出する方法には、年次別指数法と新築費単価法の2つの方法があります。原則として、年次別指数法を優先し、年次別指数法による評価ができない場合に新築費単価法による評価を行ってください。

(1)年次別指数法 建築当時の建築価額および建築年がわかる場合には、その建築価額を基準に再調達価額(新価)を算出します。

$$\text{再調達価額} = \text{建築当時の建築価額}^{*1} \times \text{建築費倍率} \times (100\% - \text{基礎率})^{*2} \times \text{総合調整}^{*3}$$

- *1:土地代を含まない建築当時の建築価額をいいます。門・塀・ガレージ等の建物付属設備を保険の対象に含めない場合は、それらの価額を含まない価額とします。
- *2:基礎を含めないで契約する場合に基礎率を減算します。なお、区分所有建物の専有部分(共用部分の共有持分を含めて契約する場合があります。)等、建築当時の建築価額に基礎の金額が含まれていない場合は、基礎を減算しません。
- *3:原則として±30%以内とします。

(2)新築費単価法 建築当時の建築価額または建築年がわからない場合には、1平方メートル(m²)あたりの新築費単価を基準に再調達価額(新価)を算出します。

$$\text{再調達価額} = (\text{「新築費単価表」の該当単価} \times \text{建物の面積}^{*1} + \text{※建物の付属設備の価額}^{*2}) \times \text{※(100\% - 基礎率)}^{*3} \times \text{総合調整}^{*4}$$

- ※区分所有建物(M構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含めて契約する場合があります。)を評価する場合には、適用しません。
- *1:区分所有建物(全構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含めて契約する場合があります。)を評価する場合には占有面積、区分所有建物(M構造)の共用部分一括を評価する場合には建物全体の延べ床面積、それ以外は保険の対象部分の延べ床面積とします。
- *2:門・塀・ガレージ等の建物付属設備を含めて契約する場合にその設備の価額を加算します。(※の場合を除きます。)
- *3:基礎を含めない場合に基礎率を減算します。(※の場合を除きます。)
- *4:原則として±30%以内とします。

2. 時価額の算定

時価基準で評価額を算定した場合には、支払われる保険金も時価基準となり、経年減価額が控除され、十分な補償が得られないケースも想定されます。時価額は、以下の算式で算定されます。

$$\text{時価額} = \text{再調達価額(新価)} \times (100\% - \text{経年減価率} \times \text{経過年数})$$

住宅物件／新築費単価表

(単位:千円)

都道府県名	M 構造				T構造 (省令準耐火 建物を除く)	H構造、 省令 準耐火建物
	右記以外 (建物1棟等)	区分所有建物(分譲マンション等)				
		共用部分一括	専有部分のみ	専有+共用		
北海道	193	116	103	257	163	156
青森	177	106	94	236	150	141
岩手	184	111	98	245	156	154
宮城	179	108	96	239	151	161
秋田	209	126	112	279	176	155
山形	192	115	102	256	162	166
福島	173	104	92	231	146	159
茨城	197	118	105	263	167	167
栃木	179	108	96	239	151	166
群馬	175	105	93	233	148	159
埼玉	228	137	122	304	192	168
千葉	215	129	115	287	182	177
東京	251	151	134	335	212	207
神奈川	238	143	127	317	201	199
新潟	196	118	104	261	166	167
富山	172	103	92	229	145	165
石川	185	111	99	247	156	163
福井	187	112	100	249	158	167
山梨	234	141	125	312	197	172
長野	186	112	99	248	157	169
岐阜	197	118	105	263	166	161
静岡	213	128	114	284	180	173
愛知	201	121	107	268	170	171
三重	206	124	110	275	174	163

(単位:千円)

都道府県名	M 構造				T構造 (省令準耐火 建物を除く)	H構造、 省令 準耐火建物
	右記以外 (建物1棟等)	区分所有建物(分譲マンション等)				
		共用部分一括	専有部分のみ	専有+共用		
滋賀	199	120	106	265	168	166
京都	197	118	105	263	166	181
大阪	232	139	124	309	196	182
兵庫	226	136	120	301	191	170
奈良	202	121	108	269	171	180
和歌山	205	123	109	273	173	166
鳥取	177	106	94	236	150	155
島根	200	120	107	267	169	161
岡山	177	106	94	236	150	166
広島	199	120	106	265	168	161
山口	177	106	94	236	149	160
徳島	166	100	88	221	140	145
香川	180	108	96	240	152	158
愛媛	173	104	92	231	146	159
高知	170	102	91	227	144	171
福岡	181	109	96	241	153	159
佐賀	169	102	90	225	143	150
長崎	170	102	91	227	144	149
熊本	207	124	110	276	174	153
大分	173	104	92	231	146	149
宮崎	178	107	95	237	151	136
鹿児島	178	107	95	237	151	149
沖縄	151	91	80	201	127	164

(注)分譲マンション等の区分所有建物における「専有部分のみ」および「共用部分一括」の新築費単価は専有部分の価額の合計が建物全体の価額の40%を前提とした上塗り基準で算出しています。

基礎率

構造級別等	基礎率
M-T構造(省令準耐火建物を除く)	8.0%
H構造、省令準耐火建物	5.0%

経年減価率

構造級別等	経年減価率
M-T構造(省令準耐火建物を除く)	1.0%
H構造、省令準耐火建物	1.5%

IV. 「ご契約いただく家庭総合保険の評価基準・評価額について」の参考資料(建物評価について)

残価率(100%-(経年減価率(%))×経過年数)

経過年数(年)	構造級別等 経年減価率	M・T構造 (省令準耐火建物を除く)	H構造、省令準耐火建物
		1.0%	1.5%
1		99.0%	98.5%
2		98.0%	97.0%
3		97.0%	95.5%
4		96.0%	94.0%
5		95.0%	92.5%
6		94.0%	91.0%
7		93.0%	89.5%
8		92.0%	88.0%
9		91.0%	86.5%
10		90.0%	85.0%
11		89.0%	83.5%
12		88.0%	82.0%
13		87.0%	80.5%
14		86.0%	79.0%
15		85.0%	77.5%
16		84.0%	76.0%
17		83.0%	74.5%
18		82.0%	73.0%
19		81.0%	71.5%
20		80.0%	70.0%
21		79.0%	68.5%
22		78.0%	67.0%
23		77.0%	65.5%
24		76.0%	64.0%
25		75.0%	62.5%
26		74.0%	61.0%
27		73.0%	59.5%
28		72.0%	58.0%
29		71.0%	56.5%
30		70.0%	55.0%
31		69.0%	53.5%
32		68.0%	52.0%
33		67.0%	50.5%
34		66.0%	
35		65.0%	
36		64.0%	
37		63.0%	
38		62.0%	
39		61.0%	
40		60.0%	
41		59.0%	
42		58.0%	
43		57.0%	
44		56.0%	
45		55.0%	
46		54.0%	
47		53.0%	
48		52.0%	
49		51.0%	
50		50.0%	
50超			

(注)

(注) 経年減価率により計算した場合の残価率が50%を下回っていても、補修維持管理が適切に施されており、現に使用されている建物であれば、その残価率は50%あるものと評価します。

建築費倍率表

年次	構造級別等	M構造	T構造 (省令準耐火建物を除く)	H構造、 省令準耐火建物
2010(平成22)年以降		1.00	1.00	1.00
2009(平成21)年		1.00	1.00	1.00
2008(平成20)年		1.00	1.00	1.00
2007(平成19)年		1.00	1.00	1.00
2006(平成18)年		1.03	1.01	1.01
2005(平成17)年		1.02	1.02	0.99
2004(平成16)年		1.02	1.01	0.95
2003(平成15)年		1.04	1.07	0.95
2002(平成14)年		1.05	1.08	0.94
2001(平成13)年		1.04	1.08	0.94
2000(平成12)年		1.03	1.09	0.94
1999(平成11)年		1.00	1.07	0.92
1998(平成10)年		0.98	1.04	0.90
1997(平成9)年		0.97	1.02	0.90
1996(平成8)年		0.96	1.01	0.89
1995(平成7)年		0.95	1.00	0.89
1994(平成6)年		0.93	0.97	0.88
1993(平成5)年		0.88	0.91	0.85
1992(平成4)年		0.85	0.87	0.84
1991(平成3)年		0.85	0.87	0.85
1990(平成2)年		0.91	0.91	0.90
1989(平成1)年		0.97	0.97	0.95
1988(昭和63)年		1.02	0.98	0.99
1987(昭和62)年		1.12	1.03	1.08
1986(昭和61)年		1.15	1.05	1.12
1985(昭和60)年		1.13	1.01	1.12
1984(昭和59)年		1.13	1.00	1.12
1983(昭和58)年		1.13	1.00	1.11
1982(昭和57)年		1.12	0.98	1.10
1981(昭和56)年		1.12	0.99	1.10
1980(昭和55)年		1.15	1.01	1.11
1979(昭和54)年		1.29	1.13	1.24
1978(昭和53)年		1.43	1.23	1.37
1977(昭和52)年		1.52	1.30	1.41
1976(昭和51)年		1.56	1.30	1.45
1975(昭和50)年		1.58	1.31	1.49
1974(昭和49)年		1.59	1.26	1.51
1973(昭和48)年		2.13	1.75	1.85
1972(昭和47)年		2.74	2.26	2.63
1971(昭和46)年		2.84	2.31	2.80
1970(昭和45)年		2.91	2.26	2.94
1969(昭和44)年		3.23	2.49	3.19
1968(昭和43)年		3.51	2.82	3.46
1967(昭和42)年		3.63	2.68	3.75
1966(昭和41)年		3.96	2.97	4.14
1965(昭和40)年		4.03	3.07	4.27

V. 「ご契約いただく家庭総合保険の評価基準・評価額について」の参考資料(家財評価について)

1. 家財の評価

家財は、各人の家庭生活を維持するために必要な生活用具であることから、家族構成がその内容に反映していると考えられます。したがって、家財の評価は、家族構成ごとの標準的な評価額から実態に応じた修正を行うことにより算出します。

※「小人」とは18才未満の者をいいます。

■家財簡易評価表(新価)

(単位:万円)

世帯主の年齢	2名		3名			4名			5名			独身世帯
	夫婦のみ -	夫婦 小人1名 -	夫婦 大人1名	夫婦 小人2名 -	夫婦 小人1名 大人1名	夫婦 大人2名	夫婦 小人3名 -	夫婦 小人2名 大人1名	夫婦 小人1名 大人2名	夫婦 大人3名		
25才前後(含未満)	520	600	650	680	730	780	760	810	860	910	285	
30才前後	710	790	840	870	920	970	950	1,000	1,050	1,100		
35才前後	1,010	1,090	1,140	1,170	1,220	1,270	1,250	1,300	1,350	1,400		
40才前後	1,230	1,310	1,360	1,390	1,440	1,490	1,470	1,520	1,570	1,620		
45才前後	1,400	1,480	1,530	1,560	1,610	1,660	1,640	1,690	1,740	1,790		
50才前後(含以上)	1,480	1,560	1,610	1,640	1,690	1,740	1,720	1,770	1,820	1,870		

※表にない家族構成は大人130万円、小人80万円を加算または減算して算出します。

■適用上の注意点

1. 前記手順により算出したものは家財の標準的な評価額であるので、実態に即し、総合的に判断のうえ、必要な場合は調整を行います。
2. 左表の家財の標準的な評価額には、「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品」(貴金属等)で1個または1組の価額が30万円を超える物は含まれていません。したがって、それらについては別途時価基準で評価します。

2. 貴金属等・明記物件の取扱い

貴金属等・明記物件の評価基準は時価となり、保険金の支払いも時価基準となります。

貴金属等・明記物件の評価は以下を参考に算定します。

- ①購入価格または鑑定書に基づく評価額
 - ②美術年鑑などの資料
- ※限られた一部の集団の中だけの価額ではなく、一般に広く認められている価額を評価額とします。

①および②で価額が確定できない場合には信頼できる専門店、専門家などに意見を求め、鑑定書などの根拠資料を取り付けることがあります。

なお、これらの貴金属等・明記物件については、特段の事情がない限り、年次別指数(物価指数)や経年減価は考慮しません。